



Palm
Oil

JPN

2013

持続可能な パーム油の調達とRSPO

表紙 © naturepl.com / Tim Laman / WWF-Canon
p 4 © James Morgan / WWF-International
p 5 © James Morgan / WWF-International
p 6 © Jürgen Freund / WWF-Canon
p 8 上 © Mark Edwards / WWF-Canon
p 8 下 © Martin Harvey / WWF-Canon
p 10 © James Morgan / WWF-International
p 11 © WWF-Malaysia / Mazidi Abd Ghani
p 13 © WWF-Malaysia / Mazidi Abd Ghani
p 14 © James Morgan / WWF-International
p 15 © WWF-Canon / Carolyn Lim
p 16 © James Morgan / WWF-International
p 21 © Y.Murata/WWF-Japan
p 22 © WWF-Indonesia/Desmarita Murni
p 23 © James Morgan / WWF-International
裏表紙 © James Morgan / WWF-International

表紙写真：

発行年：2013年7月

著作・編集・発行：公益財団法人世界自然保護基金ジャパン

デザイン：有限会社アンティグア グッドフェローズ

印刷：株式会社エデュプレス

本刊行物の一部又は全部の複製には題名を記載するとともに、
上記発刊者を著作権所有者として明記すること。

©文章 2013 WWF

ALL rights reserved

WWFは、スイスに本部を持つ、民間の環境保全団体です。
世界の500万人を超えるサポーターに支えられて、100カ国以上で活動を展開しています。生物の多様性を守ること、再生可能な自然資源の利用を持続可能な形に変えていくこと、環境汚染や過剰な消費を減らすことを3つの柱とし、人と自然が調和して生きられる未来の実現をめざしています。

Contents

はじめに	4
------	---

I パーム油の何が問題か	6
--------------	---

1. パーム油とは	6
2. パーム油生産に伴う諸問題	8

II なぜ持続可能なパーム油なのか	10
-------------------	----

1. パーム油は使ってはいけないのか	10
2. 持続可能なパーム油	11

III RSPOとは	12
------------	----

1. RSPOとは何か	12
2. ビジョンと使命	13
3. ガバナンス	13
4. 原則と基準(P&C)	14
5. 会員制度	15

IV RSPO認証制度のあらまし	17
------------------	----

1. 生産と流通、2つの認証	17
2. 4つのサプライチェーンモデル	18
3. サプライチェーンモデルの比較	20
4. RSPOへの参加	21

V 企業がRSPOに参加する意義	23
------------------	----

はじめに



パーム油のためのアブラヤシ・プランテーション開発による熱帯林破壊の問題が呼ばれるようになってから、すでに十数年を経ています。パーム油に対する需要の伸びはとどまる事を知らず、残された熱帯林には今なお、一層の開発圧が押し寄せています。

残念ながら、我が国ではこの環境問題に対する一般市民の認知は極めて低く、また、パーム油由来原料を利用する産業界においても、具体的な対応を進めている企業はごく一部しかいません。その要因の一つに、問題を認識していたとしてもどのような対応が可能かといった情報が限られていたことが挙げられます。

本冊子は、パーム油をめぐる問題と、持続可能なパーム油の生産・利用を目指す国際的な取り組みである持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)に関する基本的な情報を整理したものです。日本企業が持続可能なパーム油調達へ向けた取り組みを検討する際に、参考として活用いただくことを期待します。



| パーム油の何が問題か

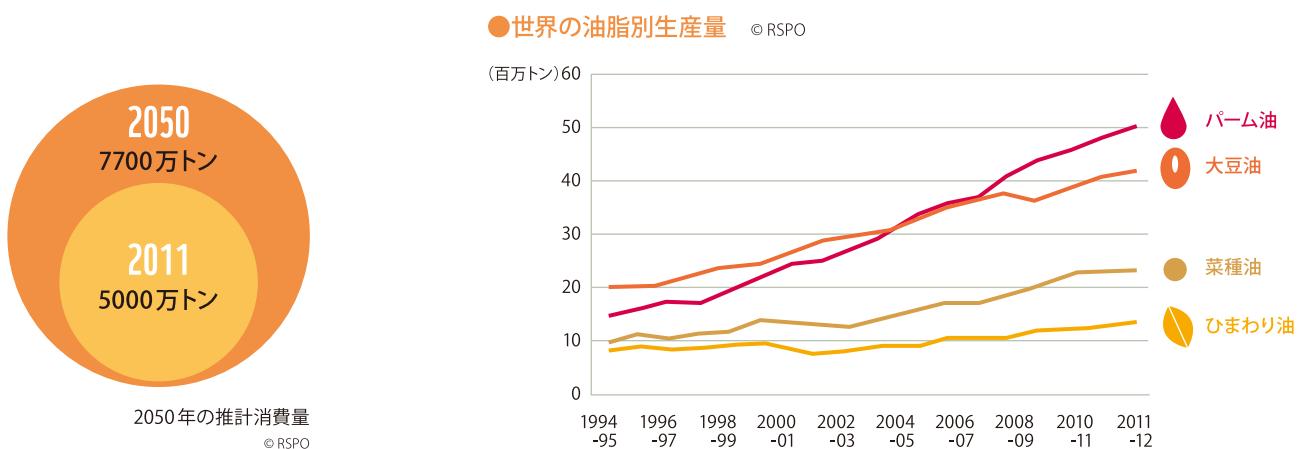
1. パーム油とは



1) アブラヤシ

パーム油は西アフリカ原産のアブラヤシの果実から得られる植物油です。食品、化粧品・パーソナルケア用品、洗剤、医薬品などの消費者製品からバイオ燃料に至るまで幅広く利用されており、今や世界で最も多く生産される植物油となっています。パーム油といつても厳密には、果肉の部分からはパーム原油、種の部分からはパーム核油が得られ、含まれる成分の違いから用途が異なります。本冊子では特に断らない限り、「パーム油」にはパーム原油と核油を含むものとします。

パーム油は多用途に使われるだけでなく、単位面積当たりの収量が他の植物油脂に比べ抜群に高く、またより安価です。そのため、1990年代から急速に需要が伸び、今では大豆を抜いて世界で生産される植物油のトップとなっています。



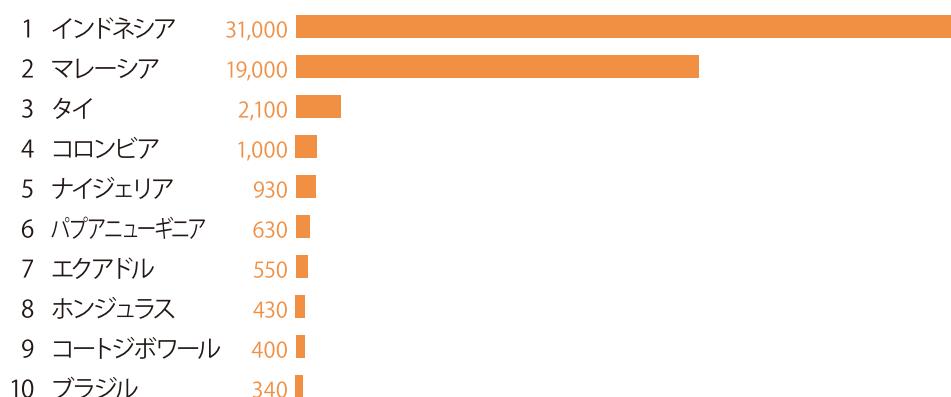
2) 生産地

パーム油はどこでも生産できるものではありません。アブラヤシには十分な日照と高温湿潤な気候が必要なため、農園の適地は赤道を挟む温潤な熱帯地域に限られます。生産国としては、インドネシアとマレーシアが突出しており、両国だけで世界のパーム油生産量の85%近くを占めるほどです。しかし近年、その他の東南アジア、アフリカ、中南米の諸国においても、アブラヤシ農園の開発意欲が高まっています。

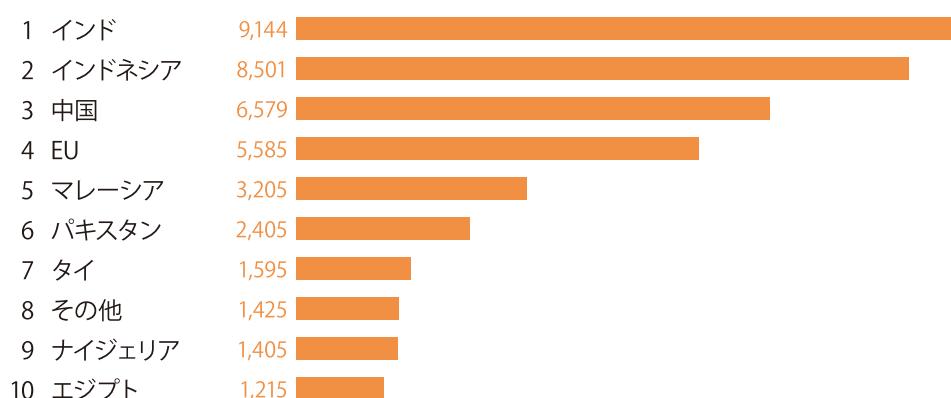
3) 需要

パーム油の主な消費国はインド、インドネシア、中国の3カ国が群を抜いています。日本は特に多いとはいえないものの、年間62万トンを消費しており、世界第18位の消費国となっています。今後、世界の人口増加、アジア諸国の所得水準の上昇、バイオ燃料としての期待などを考えると、パーム油に対する需要がさらに伸び続けることは避けられません。

●国別パーム油生産量(1000MT)



●国別国内消費量(1000MT)



出典：Index Mundi USDA 2013

2. パーム油生産に伴う諸問題



急速なアブラヤシ農園の拡大と不適切な農園経営などにより、環境や地域社会に次のような問題が生じています。

1) 热帯林、泥炭湿地林などの伐採

保護価値の高い自然林や泥炭湿地林などが伐採され、完全に失われる。

2) 森林火災

農園造成を目的として森林伐採の前や後に「火入れ」をすることは禁止されている。しかし実際は違反が横行し、時には周辺の森林にまで延焼することがある。

3) 生物多様性の消失

東南アジアの熱帯林は、絶滅の危機に瀕しているオランウータン、スマトラトラ、アジアゾウなどの大型哺乳類を筆頭に貴重な野生動植物の宝庫ともいわれている。熱帯林を農園に変えることで、生物多様性に致命的な影響を与える。

4) 気候変動

熱帯林や泥炭湿地林の伐採、火入れなどの直接的な影響に加え、搾油工場においても排水由来のメタンガスなど様々な段階で温暖化ガスを大量に排出する。

5) 土地をめぐる先住民などの紛争

それまで土地を利用していた先住民や地域住民の同意を得ず一方的に開発を進め、生活の糧を奪ってしまう例が多く報告されている。

6) 土壌侵食・汚染など

熱帯林伐採により土壌侵食が進み、表土の流失を招く。また、農園で使用する有害性の強い農薬や化学肥料などによる周辺の汚染、搾油工場からの有機物に富む排水による河川の富栄養化も問題となっている。

7) 労働と安全問題

農園においては健康や労働安全への配慮が乏しい劣悪な労働環境や低賃金、移民労働者の不当な扱い、児童労働など様々な社会的公正を欠く労使問題が指摘されている。



これらは、各国の法規制が適切に整備され、遵守されていれば、大きな問題にはなりません。しかし、実際には、原生林の伐採や森林の火入れ禁止、希少野生生物の保護などの規制はあっても、取り締まり体制が十分ではなく、違反は後を絶ちません。また、事業者と管理当局との癒着による不適切な開発もたびたび指摘されています。国が直接管理する国立公園でさえ、面積の半分近くがアブラヤシ農園に転換された例もあり、法規制によるアプローチだけでは対処できないのが実情です。

●スマトラ島における1985年から2011年までに失われた自然林

緑色は2011年時点での自然林の面積(1210万ha)、ピンクは1985年から2011年の間に失った自然林の面積(1320万ha)を示しています



© WWF インドネシア

II なぜ持続可能なパーム油なのか

1. パーム油は使ってはいけないのか



深刻な問題を抱えているパーム油に対する批判から、「パーム油を止めて他の植物油に切り替えるべき」との主張があります。現に欧米では、NGOや市民団体を中心にパーム油製品のボイコットキャンペーンも行われています。このような行動は単純でわかりやすいのですが、問題解決にほとんど寄与しないどころか、時にはマイナスとなることがあります。

●世界が利用する植物油の中で最大の生産量となったパーム油を、他の植物油の増産によって代替することは、そのために新たに必要となる耕地面積などを考えれば非現実的です。パーム油は他の植物油と比べ単位面積当たり5～8倍もの量が収穫できるため、今後更に世界の植物油需要が増大することも考えれば議論の余地はありません。

●全面的な代替ではなくパーム油の需要を抑制するのが目的だとしても、代替する大豆、ナタネなどの栽培がより持続可能である保証はありません。現に南米では大豆農園開発についても同様の問題を抱えており、持続可能な大豆の認証制度(RTRS)が始まっています。

●パーム油生産国のはんどんは途上国であり、いまやそれらの国の社会・経済発展の主要な柱の一つとなっています。パーム油産業に携わる何百万人もの雇用をどうするのかといった問い合わせにどう答えられるのでしょうか。

●アブラヤシ農園には個人の小農園から大企業が経営する大規模農園に至るまで様々ありますが、全ての事業者が問題を引き起こしているわけではありません。ボイコットは法規制を守り地域社会にも受け入れられている事業者も区別することなく、一律に不利益を与えることになります。

2. 持続可能なパーム油



私たちが今後ともパーム油を使用し続けたいのであれば、パーム油産業のこれまでのあり方を持続可能なものへと大転換させる必要があります。「パーム油の持続可能性」については、さまざまな議論があります。少なくとも前章で述べたような環境及び地域社会に対する負の影響を生じさせないか大幅に減少させるような生産が可能であれば、従来との比較において「より持続可能なパーム油」と言うことができます。

しかし、これらは簡単に実現できるものではなく、いくつもの困難なハードルがあります。例えば、

「持続可能なパーム油の基準」

何が「持続可能なパーム油」か、様々な立場の人々に支持される客観的な基準が必要ですが、理想と現実の間のどこに線を引くかは立場により大きく異なり、全ての関係者が納得するような合意は非常に困難です。

「コスト」

「持続可能なパーム油」生産への転換は、基準の厳しさにもよりますが、相応の費用や人手を必要とし大幅な生産コストの上昇は避けられません。誰がそのコストを負担すべきでしょうか。それは生産者の自覚や善意に期待できる範囲を大きく超えています。

「マーケット」

持続可能性を一切問わない従来のマーケットが、熱帯林伐採を許してきたとも言えます。そのマーケットが「持続可能なパーム油」を優先的に受け入れるという保証はありません。

「管理の連鎖(Chain of Custody、CoC)」

パーム油は様々な用途に利用され、また

生産者から最終消費者の間に精製・加工を含むいくつもの中間事業者の手を経る複雑なサプライチェーンを持っています。「持続可能なパーム油」が得られたとしても、そのCoCは容易ではありません。

「消費者」

そもそも消費者には、製品中にパーム油由来原材料が使用されていることさえほとんど知られていません。したがって、消費者からの「持続可能なパーム油」を求める声が大きくなるまでには多少の時間が必要です。

「対話の場」

パーム油関連産業に関わるそれぞれの業界内では課題について議論されることがあっても、利害を異にする関係者同士が本音で対話や議論をする場はありません。そのため持続可能なパーム油への転換といった横断的な共通目標を立てることが難しいと言えます。

他にも理由を挙げることはできるでしょう。しかし今日のパーム油を巡る問題の深刻さと、かろうじて残された森林の現状を考えれば、もはや実現可能性を議論している場合ではありません。持続可能なパーム油産業への転換に向けそれぞれができる行動を一刻も早くスタートさせることができ、今最も必要とされています。そして、まさにそのような国際的取り組みがすでに始まっています。それが「持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)」です。

III RSPOとは

1. RSPOとは何か



Roundtable on Sustainable Palm Oil

RSPOは、正式名称を”持続可能なパーム油のための円卓会議(Roundtable on Sustainable Palm Oil)”といい、7つの異なるステークホルダーによって構成される非営利団体(not-for-profit association)で、持続可能なパーム油のグローバルな標準を策定し実践することを目的としています。7つのステークホルダーとはパーム油問題に関わる以下のようなセクターに所属する関係者です。



RSPOは2002年に、WWFの呼び掛けに応じたパーム油産業に関わるAarhus United UK Ltd(英国油脂会社)、Golden Hope Plantations Berhad、Migros(スイス小売業者)、マレーシアパーム油協会、Sainsbury's、ユニリーバが一堂に会し、持続可能なパーム油に関する議論をはじめしたことから発展しました。その後広く参加メンバーを募りながら協議を重ね、2004年4月に「持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)」として設立されました。事務局はマレーシア、クアラルンプールにあります。

2. ビジョンと使命

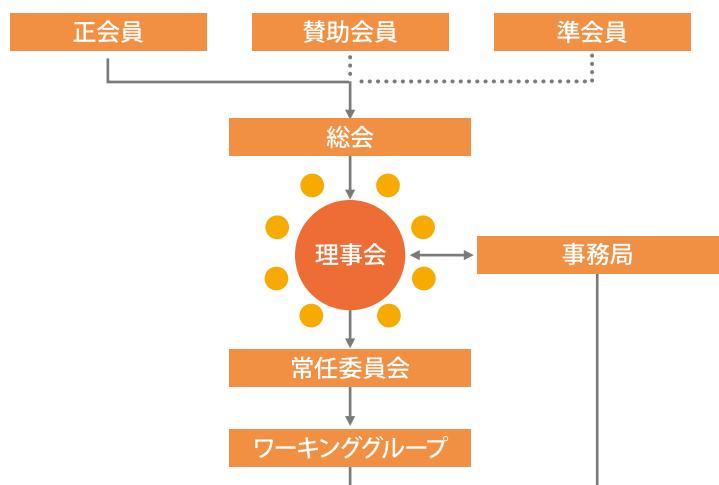


RSPOの到達目標とその実現のためにどのように取組むかを簡潔に示したのが、ビジョンと使命です。

- ビジョン** RSPOは持続可能なパーム油が標準となるよう市場を変革する
- 使 命**
- ◎ 持続可能なパーム油製品の生産・購買・融資・利用を促進する
 - ◎ 持続可能なパームのサプライチェーン全体にわたり信頼される国際的標準の策定、実施、検証、保証、および定期的見直しを行う
 - ◎ 市場での持続可能なパーム油の取引による経済・環境・社会への影響を見守り、評価する
 - ◎ 政府、消費者を含むサプライチェーンを通じた全てのステークホルダーと積極的に関与する

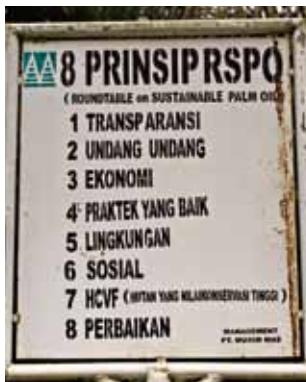
3. ガバナンス

RSPOの運営は7つのステークホルダーからそれぞれ総会(General Assembly)で選出された16名の理事により構成される理事会(Executive Board)が担い、理事の任期は2年です。その下に4つの常任委員会とテーマごとのワーキンググループが置かれ、重要な決定は正会員(Ordinary Members)が集う総会においてコンセンサスにより採択されます。



© RSPO

4. 原則と基準(P&C)



RSPOが考える持続可能なパーム油の生産には、関連する法制度に違反していないだけでなく、経済的に存続可能であること、環境的に適切かつ社会的に有益であることが求められます。それらの要件を具体的に示したのが、「RSPOの原則と基準(The RSPO Principles and Criteria、P&C)」です。8つの原則の下に43項目の基準が定められ、個々の基準ごとに、具体的な指標とガイダンスが示されています。例えば、新規開発において原生林はもちろんのこと、二次林であっても、自然保護上または地域住民の生活に重要な場所であれば開発は認められません。原則と基準の内容は、状況の変化に対応できるように、5年おきに見直しが行われます。

アブラヤシ生産における8原則

1 透明性へのコミットメント

2 適用法令と規則の遵守

3 長期的な経済・財政的
実行可能性へのコミットメント

4 生産者および搾油工場による
適切なベストプラクティスの活用

5 環境への責任と自然資源および
生物多様性の保全

6 生産者および搾油工場により影響を受ける
従業員や個人、地域社会への責任ある対応

7 責任ある新規農園開発

8 主要な活動分野における
継続的な改善へのコミットメント

© RSPO

5. 会員制度



RSPOは前述のビジョンと使命に賛同する団体、個人からなる会員により支えられています。会員にはパーム油との関わりの度合いによって3つの区分があります。

正会員 (Ordinary Membership)

以下の7つのセクターのいずれかに所属するステークホルダー、団体が対象となります。

- ・アブラヤシ生産者
- ・製油業、商社(中間加工、オレオケミカル、バイオ燃料事業者等を含む)
- ・消費者製品製造業
- ・小売業
- ・銀行、投資家
- ・環境・自然保護NGO
- ・社会・開発NGO

賛助会員 (Affiliate Membership)

サプライチェーンに直接関わっていないものの、RSPOの目的と活動に賛同する組織又は個人が対象です。

準会員 (Supply Chain Associate)

サプライチェーンに直接関わっているものの、パーム油／パーム油製品の取り扱い量が年間500トンを超えない組織が対象です。



IV RSPO認証制度のあらまし

1. 生産と流通、2つの認証

アブラヤシ農園から始まり、最終製品ができるまでの各工程を認証することにより、全工程にわたる管理の連鎖(chain of custody)がつながり、最終製品中のパーム油の追跡が可能となります。RSPOでは各工程の認証制度として、生産段階で「原則と基準」(P&C)に則って持続可能な生産がおこなわれていることの認証(P&C認証)と、認証パーム油がサプライチェーンの全段階を通じ間違いなく受け渡されるシステムが確立されていることの認証(SCCS認証)という、2つの制度を設けています。

いずれもRSPOは直接、審査・認証業務は行わず、第三者であるRSPO認定の認証機関が実施します。審査結果はRSPO事務局に送られ、その要約はホームページ上で公開され30日のパブリックコメントにかけられます。認証の有効期間は5年ですが、毎年遵守状況がチェックされ、場合によっては期間内であっても取り消されることもあります。

パーム油のサプライチェーン



© RSPO

1) 生産段階での認証(P&C認証)

生産現場での基本的認証単位は、搾油工場とそこに果房を供給する全ての直営農園、契約農園、独立農園が含まれます。審査はRSPO認定の認証機関が「8つの原則と43の基準」を中心に最低3人の審査員によって、2回にわたり実施されます。最初の審査では基準とのギャップが特定され、2回目にそれらの改善状況を中心にチェックされます。

2) サプライチェーン認証(SCCS認証)

サプライチェーン認証(Supply Chain Certification System、SCCS)とは、製造・加工・流通過程における認証制度です。認証パーム油(Certified Palm Oil)を使用して作られた製品を取り扱う各工程でSCCS認証の要求事項を満たしているかを認証する制度です。最終製品が出来上がるまでの各工程でSCCS認証製品の所有権を持つ組織は、認証取得の対象となります。

2. 4つのサプライチェーンモデル

パーム油の複雑なサプライチェーンを反映して、3つの認証モデルと1つの証券化モデルがあります。

1) アイデンティティプリザーブド (Identity Preserved、IP)

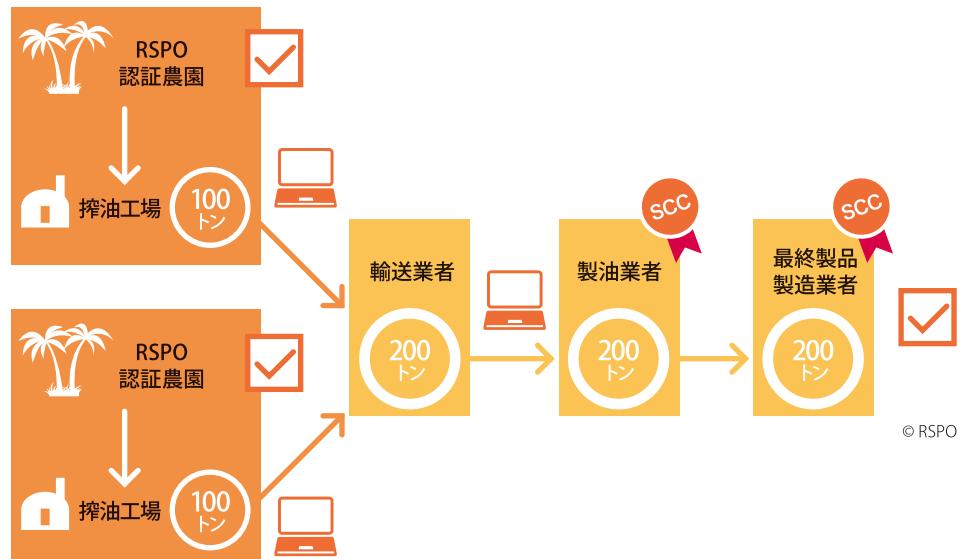
認証された生産現場から最終製品製造段階に至るまで完全に他のパーム油と隔離され、どの生産農園から得られたのかが特定できる認証モデルです。



© RSPO

2) セグリゲーション (Segregation、SG)

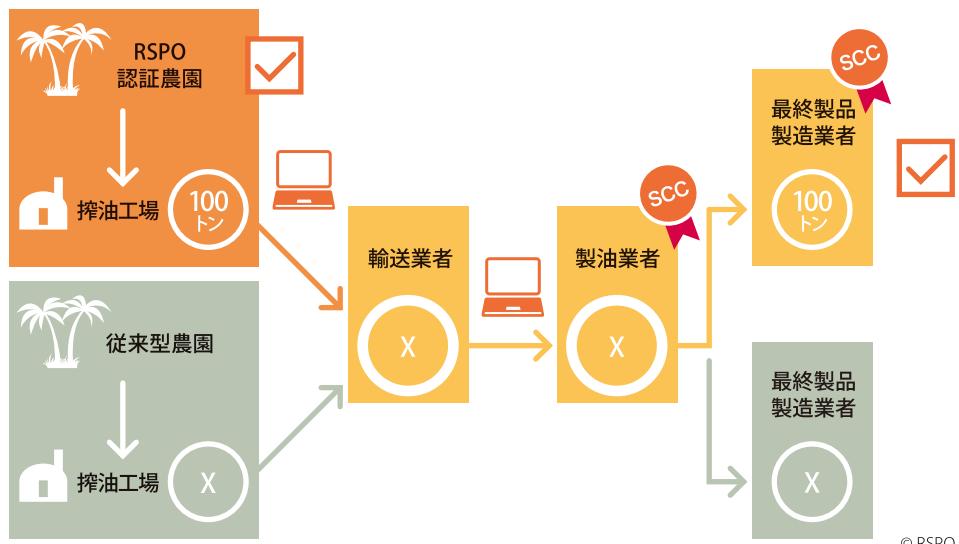
複数の認証された農園から得られた認証パーム油からなり、他の非認証パーム油とは混ぜ合わされることなく、認証油だけで最終製造者まで受け渡される認証モデルです。生産農園を一つに特定できませんが、認証農園から生産された原料であることが保証されます。



© RSPO

3) マスバランス (Mass Balance、MB)

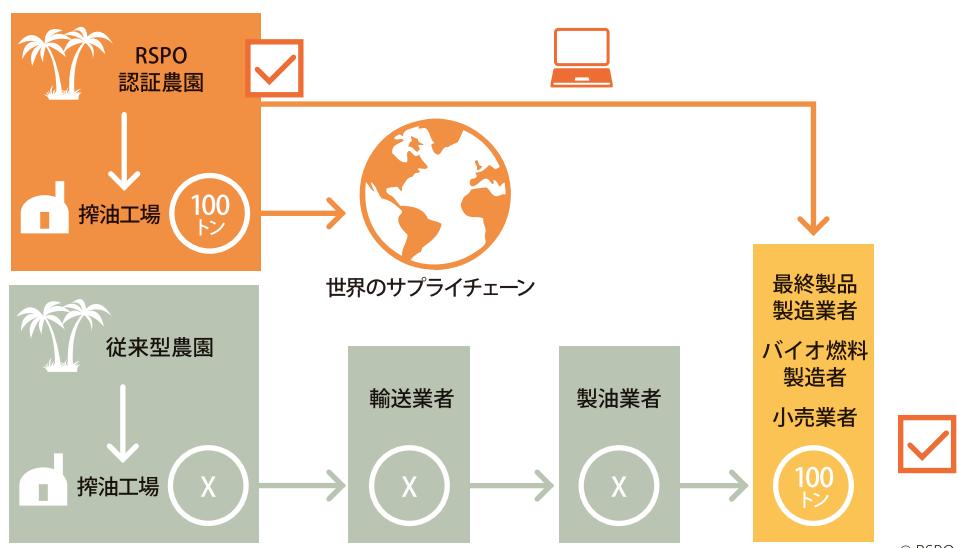
認証農園からの認証油が流通過程で他の非認証油と混合される認証モデルです。物理的には非認証油も含んでいますが、購入した認証農場と認証油の数量は保証されます。



© RSPO

4) ブックアンドクレーム (Book & Claim、B&C)

物理的な認証油の移動を伴う3つの方式とは異なり、グリーンパーム・プログラムのもとで認証油の証券が生産者と最終製品製造者・販売者との間でオンライン取引されるモデルで、グリーン電力類似の方式と言えます。これによりサプライチェーンの認証油流通体制が未整備で調達困難な場合でも、認証生産者を直接的に支援することが可能になります。ただし、この方式は将来的に認証油だけの取引が可能になるまでの間の暫定的な仕組みとして位置づけられています。



© RSPO

3. サプライチェーンモデルの比較

基本的にはトレーサビリティのより確かな、IPもしくはSG方式を採用することが最も望まれますが、特にパーム核油などは調達先のサプライチェーンがまだ対応できていないことがあります。そのような場合、認証油が入手可能になるまで待つことなくグリーンパームの購入から始めることが期待されます。採用するサプライチェーンモデルによって、会員の要件や使用できるロゴとそれに付記する表記などが異なります。

サプライチェーン モデル	IP アイデンティティ プリザーブド	SG セグリゲーション	MB マスバランス	B&C ブックアンド クレーム
使用可能な ロゴマーク				
表記	認証された 持続可能な パーム油が 含まれています	認証された 持続可能な パーム油が 含まれています	認証された 持続可能な パーム油の生産に 貢献しています	認証された 持続可能な パーム油の生産に 貢献しています
トレーサビリティ	◎	○	△	×
費用	¥¥¥¥	¥¥¥	¥¥	¥
会員の要件	RSPO 正会員 RSPO 準会員	RSPO 正会員 RSPO 準会員	RSPO 正会員 RSPO 準会員	Green Palm 会員

4. RSPOへの参加



RSPO認証パーム油を調達しそのことを対外的に主張するには、まずRSPOに加盟する必要があります。

1)会員の区分、会費

以下の3つの会員区分から該当する会員資格を選びます。初回の入会から2年間資格は有効ですが、その後は毎年の更新となります（会費は毎年支払う必要あり）。

①正会員 (Ordinary Member)

パーム油のサプライチェーンに直接的に関わる組織やNGOが対象です。前述した7つのセクターのステークホルダーのうち該当するセクターに所属することになります。

会費は年2000ユーロ（農園面積500ha以下の小規模生産者は500ユーロ）で、正会員は総会における投票権とRSPOの全ての情報へのアクセス権が与えられます。また所属するセクターの理事会メンバーに立候補することができ、理事会及び作業部会のいずれにも参加することができます。

②賛助会員 (Affiliate Member)

パーム油のサプライチェーンに直接の関わりを持たない組織・個人が対象で、会費は年250ユーロです。賛助会員は総会のいずれの会議にも参加可能ですが、投票権は持ちません。

③準会員 (Supply Chain Associate Member)

パーム油のサプライチェーンにおけるビジネスに関わっており、その規模が年間500トン以下である組織が対象です。会費は年100ユーロです。総会での投票権はなく、決められた範囲の情報アクセスが認められます。

2)会員の行動規範

会員には守るべき行動規範(Code of Conduct)が定められています。RSPOの取組に積極的にコミットすることが求められ、特に正会員は年次報告において取組の進捗を報告することが求められます。

具体的には以下の通りです。

RSPOホームページ(<http://www.rspo.org/>)>membership>RSPO Code of Conduct



3) 入会の申請

申請はホームページからオンラインで行えます。受理された申請はホームページ上のパブリックコメントを含む、各ステークホルダーからのインプットを受け、最終的に理事会の承認をもって決定されます。

RSPO ホームページ>membership>How to Apply

4) Green Palm会員

ブックアンドクレーム、いわゆるグリーンパームプログラムはRSPO認証制度の枠の外にあり、RSPOを補完する取組と考えてもよいかもしれません。英国の油脂会社で、RSPO創設にかかわったメンバーでもあるAarhusKarlshamn UK Ltd.の子会社であるBook&Claim Limited社がRSPOの承認のもとで管理運営しています。グリーンパームを購入するにはグリーンパームの会員になる必要があります。入会は入会費500USドルを最初に一度支払うだけよく、すでにRSPO会員である場合はグリーンパーム入会費が免除されます。

Green Palm ホームページ(<http://www.greenpalm.org/>)

V 企業がRSPOに参加する意義



RSPOの認証を受けたパーム油が最初に市場にデビューしたのは2008年になってからで、認証制度としてはまだ若く、改善すべき点も少なくありません。サプライチェーンの対応にもまだ多くの課題を抱え、企業の認証油採用へのハードルは必ずしも低いとはいえない。しかしRSPOに会員として参加する企業の数はここ1、2年で世界的に大きく増加しています。参加する理由は企業によって様々あると考えられますが、大きく分けると以下の3つに整理することができます。

①リスクへの対応：より持続可能な生産者を選択することで、安定した原材料調達に対するリスクや、疑惑がもたれる生産者からの調達によるブランドへのリスクなどからの回避につながります。

②差別化：認証マークなどを取得することにより競合他社との差別化や販促に活かすことができます(ブランド、企業イメージの向上など)。

③企業ポリシーとの整合性：たとえ使用するパーム油が少量であったとしても、この問題を無視し続ければ現行の企業経営もしくはCSR方針との整合性や一貫性が保たれなくなるでしょう。理由はどうあれ、1社でも多くのパーム油ユーザー企業がRSPO認証油の調達を積極的に推進することが、アブラヤシ生産現場の有り様を変えてゆく原動力であることは間違いません。

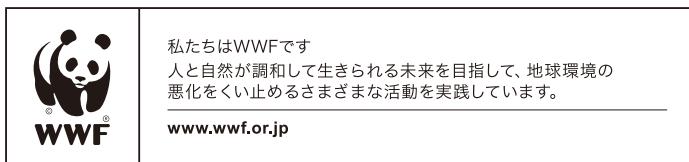
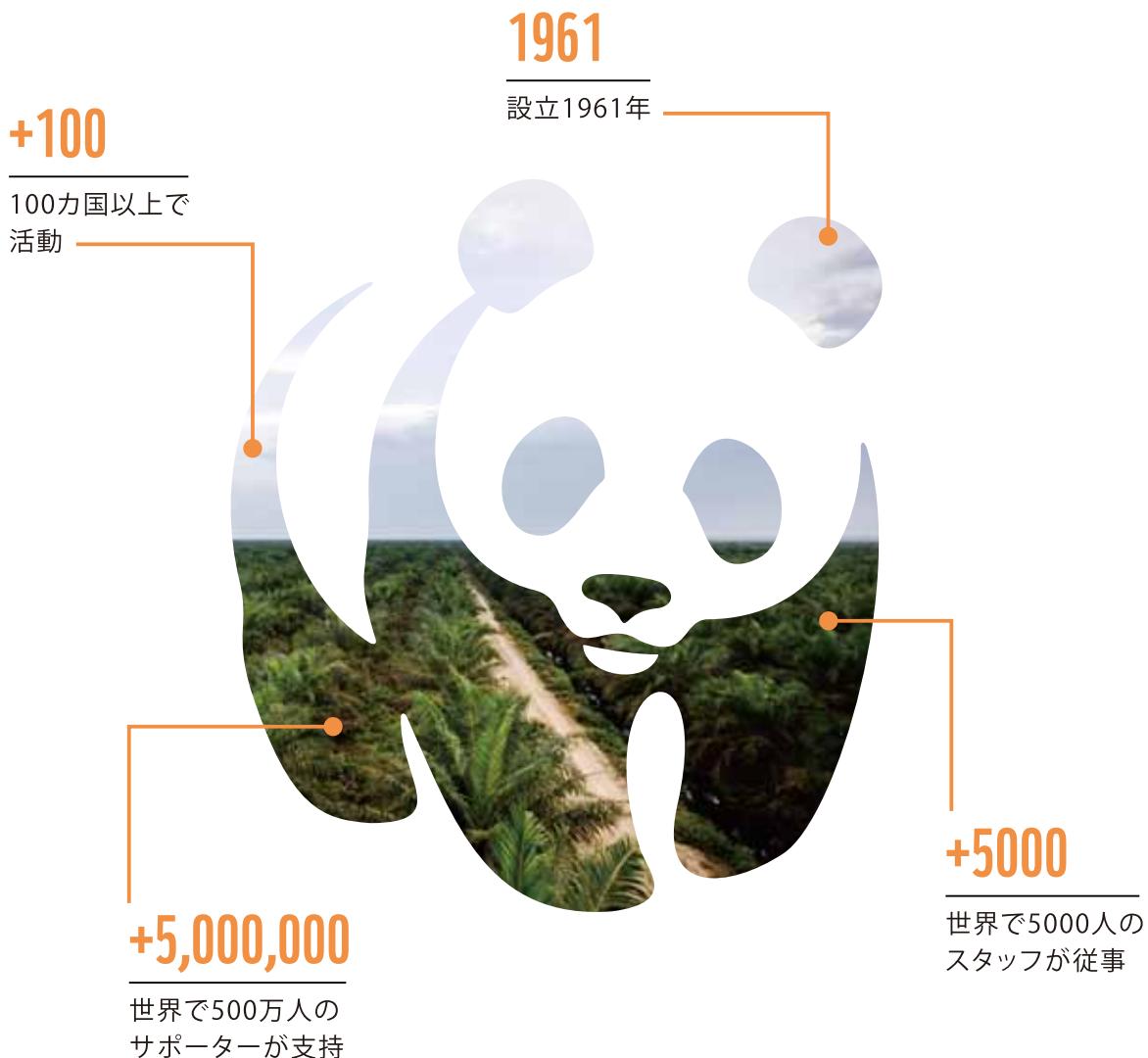
例えば、使用しているパーム油が少量であるからと言って、この問題を黙殺するとしたら自社のCSR方針と齟齬を生じないでしょうか。

いま我々は、いかにRSPO主流化のスピードを加速させ熱帯林消滅のスピードとの競争に勝つことができるかという最も肝要な局面にあります。ゴールに至る道のりはいまだ楽観を許さない状況です。

しかしながら、ここ数年のパーム油問題に対する関心の高まりからイギリスをはじめとするヨーロッパ諸国では関係業界全体でRSPOを支持するようになってきました。またそのような動きは先進消費国にとどまらず、最も大量にパーム油を消費する中国、インドにおいても産業界を中心に対応を模索する動きが始まっています。

日本では国内消費はもちろん、さまざまな商品としてパーム油を利用し輸出もしています。世界の動きに乗り遅れることなく、パーム油を調達するためにRSPOへの参加を推奨します。

WWF in numbers



WWF ジャパン (公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン)

〒105-0014 東京都港区芝3-1-14 日本生命赤羽橋ビル6F

TEL:03-3769-1711 FAX:03-3769-1717

持続可能なパーム油の調達と RSPO<データ集 2013年6月版>

サプライチェーン認証機関リスト

認証機関名	機関本部所在国
BM TRADA Certification Ltd	イギリス
Control Union Certifications	オランダ
ICEA (Institute for Ethical and Environmental Certification)	イタリア
SIRIM QAS International Sdn. Bhd.	マレーシア
SGS Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア
TUV NORD Indonesia	インドネシア
ISA Certification	オランダ
IBD Certifications Ltd	ブラジル
TUV Rheinland (M) Sdn Bhd	マレーシア
PT SAI Global Indonesia	インドネシア
Bureau Veritas Certification	フランス
Agrovet Austria	オーストリア
TUV Nord Integra	ベルギー
Intertek Certification GmbH	ドイツ
WQS Certificacoes Ltda	ブラジル
TUV NORD Cert GmbH	ドイツ

※2013年7月現在、日本に窓口を置いている認証機関は、Control Union Certificationsのみとなります。

お問合先：Control Union Japan

電話番号 03-6659-4750

URL <http://www.controlunion.jp/>

国内RSPOメンバー企業リスト(2013年6月末時点、入会順)

正会員	入会年月日
1 三菱商事株式会社	2004年 8月 4日
2 不二製油株式会社 *	2004年 9月 8日
3 サラヤ株式会社	2005年 1月 18日
4 ライオン株式会社	2006年 3月 26日
5 伊藤忠商事株式会社	2006年 6月 13日
6 株式会社コープクリーン	2006年 7月 24日
7 花王株式会社	2007年 4月 4日
8 三井物産株式会社	2008年 3月 11日
9 株式会社資生堂	2010年 8月 10日
10 ミマスクリーンケア株式会社	2010年 8月 31日
11 磐田化学工業株式会社	2010年 9月 1日
12 太陽油脂株式会社	2011年 3月 25日
13 株式会社J-オイルミルズ	2011年 11月 1日
14 味の素株式会社	2012年 8月 9日
15 丸善薬品産業株式会社	2012年 8月 27日
16 阪本薬品工業株式会社	2012年 9月 14日
17 日清オイリオグループ株式会社	2012年 9月 14日
18 玉の肌石鹼株式会社	2012年 10月 12日
19 日油株式会社	2012年 10月 15日

準会員

1 日光ケミカルズ株式会社	2011年 2月 10日
2 川研ファインケミカル株式会社	2012年 4月 6日
3 テイカ株式会社	2012年 8月 17日
4 高級アルコール工業株式会社	2012年 9月 28日
5 ADEKA ケミカルサプライ株式会社	2012年 10月 18日
6 池田物産株式会社	2013年 3月 30日
7 東邦化学工業株式会社	2013年 4月 29日

賛助会員

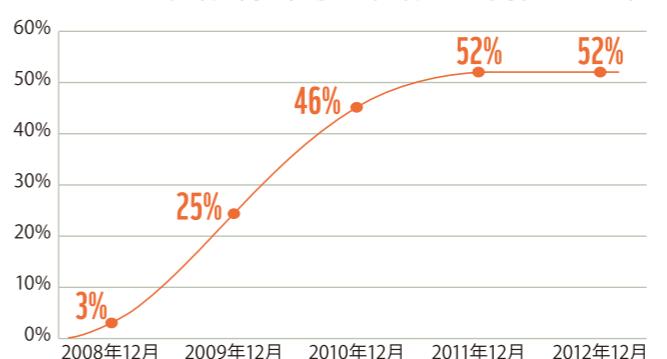
1 株式会社エックス都市研究所	2008年10月22日
-----------------	-------------

*不二製油株式会社は Fuji Oil Group(ベルギー)として RSPO に加盟しています。

最初のRSPO認証パーム油が市場に出たのは2008年です。認証制度としては比較的新しく、ゴールに至る道のりはいまだ遠く樂観を許さない状況です。しかしながら、いくつか順調な進展を示している面もあります。以下はRSPO事務局発表による最新データです。

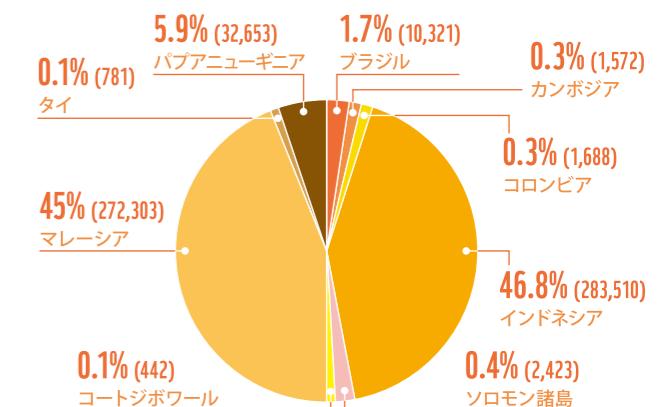


●生産された認証油の内、市場で認証油として取引された比率



●国別年間認証パーム油生産量(MT. 2013年2月時点)

マレーシア、インドネシアのシェアが圧倒的だが、今後徐々にその他の国も増加していくだろう。

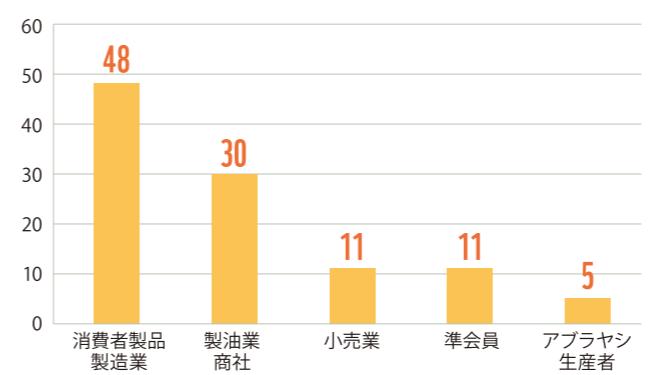


●RSPO会員内訳(2013年2月時点)

RSPO会員は50ヶ国、約1200団体。

正会員	820
準会員	269
賛助会員	105
計	1194団体

●ステークホルダー別 RSPO商標取得者数(2012年末時点)



●国別RSPO商標取得者数(2013年5月末時点)

24カ国的企业に121の商標ライセンスが発行されている。

ドイツ	20
フランス	18
イギリス	17
マレーシア	14
アメリカ	10
ベルギー	8
オランダ	7
インドネシア	5
ルクセンブルグ	2
ポーランド	1
オーストラリア	1
イタリア	1
シンガポール	1
日本	1

